



- 来年1月以降の電子取引データの保存方法にご注意ください！
- 9月の倒産件数は全国で154件！資金繰りの再確認を！

## 所長メッセージ

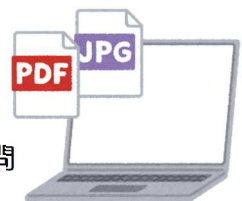
この通信がお手元に届いている頃には、衆議院議員選挙は投開票共に終わっていることと思いますが、一体どのような審判が下されたことでしょうか。各党が公約を掲げて選挙活動を行っていますが、言った者勝ちの様相を呈しており残念な気がします。ぜひ勝った政党においては、言ったことに責任を持って政治活動に取り組んでもらいたいと思いますし、負けた政党についても、勝った政党が公約を守っているのか、果たしてその公約は公正な判断として正しいものであったのかなど、しっかりと監視してもらいたいと思います。

国の財政状態を顧みず、分配や消費税減税を掲げる野党もあります。一方で、自民党も成長と分配を唱えるものの、これまで政権を担当した10年余りを振り返ってもほとんど経済成長の実感が持てないのは、私だけではないと思います。先進国でも群を抜いた国の借金と財政赤字。一般企業であれば、当の昔に倒産していることでしょう。バラマキはやめ、本当に必要な支出であるのか財政を見直して再建し、同時並行的に日本の産業を成長させるべく政策や税制を見直す。確かに言うだけであれば簡単で、実際に成功させるには難しいことなのだと思いますが、国民の期待を持って選ばれた国会議員の皆さんには、互いの批判に終始するのではなく、与党、野党の垣根を越えて良い政策にはお互い耳を貸して協力し、日本を良くしていくということに使命感を持って取り組んでもらいたいと感じます。(浅野)

## 令和4年1月からの電子取引データの保存方法にご注意下さい！

令和4年1月1日から電子取引の制度が改正されます。注文書や請求書、領収書等を電子メールなどで授受する取引を「電子取引」といい、電子取引で交付、又は受け取った請求書等に係る取引情報(取引の日付、取引先、金額等の情報)を電磁的記録(電子データ)で保存することが電子取引制度です。令和3年12月31日までは電子メールなどで受け取った請求書等を印刷して紙で保存することが認められていますが、**令和4年1月1日からは法人税法及び所得税法では電子データでの保存が義務**となります。電子メールで請求書や領収書のデータ(PDFなど)を受領する、インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書のデータを利用する、クレジットカードの利用明細をマイページ等で利用する、社員が会社の経費等を立替払いするときに受領した領収書がPDFの場合など、対象となる取引の範囲は広いので、まずは自社でどの取引が電子保存の対象となるかをご確認ください。

保存方法には、専用ソフトウェアを利用する方法と、一定のルールを定めて任意のフォルダに保存する方法があります。ルールを定めて任意のフォルダに保存する場合は、「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を定め、その規程に沿って運用することが求められています。国税庁の「電子帳簿保存法一問一答」には下記のような方法が記載されています。



受領した請求書データ(PDF)のファイル名に規則性をもって内容を表示する。

例) 2022年10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書の場合

「20221031\_(株)国税商事\_110.000」

「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。

「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を作成し備え付ける。

保存期間は最長10年間です。電子取引データが保存要件に従って保存されていない場合は、青色申告の承認取消の対象となり得ますので、要件を満たした保存を行っていただきますよう、ご注意ください。

また、法人税法及び所得税法では令和4年1月1日から電子での保存が義務となりますが、消費税法では令和4年1月以降も原則紙での保存が求められています。消費税法で電子保存が認められるのは令和5年10月1日からとなっているため、令和5年9月30日までは電子及び紙の両方での保存が必要となりますのでご注意ください。(児島)

## コロナ関連の9月の倒産件数は全国で154件！資金繰りについて再確認を！

9月30日に緊急事態宣言が解除され、感染者数も減少傾向が続いています。経営については先行きが見えない状況はもうしばらく続くかと思いますが、通常生活については少しずつコロナ前に戻ってきたように感じます。東京商工リサーチの調査によると2021年9月の新型コロナウイルス関連の倒産件数は全国で154件となり、月間最多を更新したとのこと。今後は少しずつ経済が回復していくとは思いますが、“資金繰り”については再確認をお願いします。そこで今回は、資金繰り悪化の主な原因について簡単に説明いたします。

資金繰り悪化の主な原因としては、信用取引(売掛金の回収遅れ・買掛金) 在庫 資産の取得などがあげられます。例えば、の在庫は販売しなければ資金になりません。「在庫」は「資金の固まり」であるという意識を持ち、いかに必要最低限の量にとどめるかが重要になります。また、在庫は(1)よく売れて回転率が高く儲けにつながる「財庫」(2)一般的な「在庫」(3)陳腐化・損傷し儲けにつながらない「罪庫」に分けられます。しっかり分類し、管理することで、持てば持つほど価値が下がる在庫は、タイミングよく処分し資金に変えていくことも重要になります。次に、の資産取得についてです。決算が近くなると節税対策として新車の購入を考える方もいらっしゃるかと思いますが、ここでひとつ注意が必要です。原則10万円(青色申告の場合は30万円)以上の資産を取得した場合、一度には費用にはならず資産に計上しなければなりません。購入時に多額の現金支払いがある一方、減価償却費という費用は耐用年数のもと使用した月数で計算するので、支出と費用には大きな差が生じてしまいます。今一度、資金繰りについて見直していただき、コロナショックという経済危機を乗り切りましょう！(八幡)



	放漫 経営	過少 資本	連鎖 倒産	既往の しわよ せ	信用性 の低下	販売 不振	売掛金 回収難	在庫状 態悪化	設備投 資過大	その他	合計
2020年	995	680	900	2,022	94	14,172	73	12	131	462	19,541
	5%	3.5%	4.6%	10.3%	0.5%	72.5%	0.4%	0.1%	0.7%	2.4%	100%

資料：東京商工リサーチ(<http://www.tsr-net.co.jp/>)調べ

### ひとりごと

皆さんワクチン打ちましたか？ワクチンの効果なのかどうかは不明ですが、感染者数が全国的に急激に減少(ホントかな？と疑いたくなるほど)してきました。

相手が感染症である以上、ゼロになることはないのしょうから、このくらいで推移すれば御の字として、毎日の数字に一喜一憂することは止めにしたらどうでしょうか。かといって、まったく気にしなくていいわけではなく、各人が日常的に、普通に気をつけるべきことはやる。コロナ患者受入機関の方々への感謝を胸に、外出時はマスクをつける、大勢の会食は控える、外ではアルコール消毒を心がける、帰宅したら石鹸でしっかり手を洗ってうがいをする・・・どれも簡単で常識的なことです。普通に気をつけて、普通に生活・仕事し、ちょっとだけ飲みにいきたいと思います。(林)

